法　規　的　告　示

○内閣府告示第百五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　食品 Ａ～Ｃ　（略） Ｄ　各条 ○　清涼飲料水 １　清涼飲料水の成分規格 ⑴　（略） ⑵　個別規格 １．（略） ２．ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	第１　食品 Ａ～Ｃ　（略） Ｄ　各条 ○　清涼飲料水 １　清涼飲料水の成分規格 ⑴　（略） ⑵　個別規格 １．（略） ２．ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第１欄に掲げる事項につき同表の第２欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第１欄	第２欄
（略）	
有機物等（全有機炭素）	３㎎／１以下であること。
ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）の和として0.00005㎎／１以下であること。
（略）	

第１欄	第２欄
（略）	
有機物等（全有機炭素）	３㎎／１以下であること。
（新設）	（新設）
（略）	

改正後	改正前
３．（略） ２～４　（略） （略）	３．（略） ２～４　（略） （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和八年四月一日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。